九　*Sus scrofa*（イノシシ）及び*Cervus nippon*（ニホンジカ）の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

十　*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）、*Sus scrofa*（イノシシ）及び*Cervus nippon*（ニホンジカ）以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

十一～十四　（略）

十五　*Syrmaticus soemmerringii*（ヤマドリ）及び*Phasianus colchicus*（キジ）の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

（農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をすることがやむを得ない鳥獣又は鳥類の卵）

第十二条　法第十三条第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、次の表に掲げる鳥獣とする。

科名	種名
動物界 哺乳綱 （一）　（略）	
（二）　ねずみ目	
ねずみ科	ねずみ科全種（*Rattus norvegicus*（ドブネズミ）、*Rattus rattus*（クマネズミ）及び*Mus musculus*（ハツカネズミ）を除く。）
備考 括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。	

（その他の認定基準等）

第十九条の八　法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　*Macaca fuscata*（ニホンザル）、*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）、*Sus scrofa*（イノシシ）及び*Cervus nippon*（ニホンジカ）を対象とする鳥獣捕獲等事業であって装薬銃を使用するものを実施する場合にあっては、事業従事者を原則として十人以上有すること。ただし、前号ただし書の事業にあってはこの限りでない。

（販売禁止鳥獣等）

第二十二条　法第二十三条第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、*Syrmaticus soemmerringii*（ヤマドリ）及び*Accipiter gentilis fujiyamae*（オオタカ）並びにそれらの卵とする。

2　法第二十三条第一項の環境省令で定める鳥獣の加工品は、*Syrmaticus soemmerringii*（ヤマドリ）を加工した食料品とする。

九　イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が四ミリメートル未満であるものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

十　ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が十二センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又はとらばさみを使用する方法

十一～十四　（略）

十五　ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の捕獲等をするため、テープレコーダー等電気音響機器を使用する方法

（農業又は林業の事業活動に伴い捕獲等又は採取等をすることがやむを得ない鳥獣又は鳥類の卵）

第十二条　法第十三条第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、次の表に掲げる鳥獣とする。

科名	種名
動物界 哺乳綱 （一）　（略）	
（二）　ねずみ目	
ねずみ科	ねずみ科全種（ドブネズミ（ラトゥス・ノルベギクス）、クマネズミ（ラトゥス・ラトゥス）及びハツカネズミ（ムス・ムスクルス）を除く。）
備考 種名の後の括弧内に記載する呼称は学名である。	

（その他の認定基準等）

第十九条の八　法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　ニホンザル（マカカ・フスカタ）、ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）を対象とする鳥獣捕獲等事業であって装薬銃を使用するものを実施する場合にあっては、事業従事者を原則として十人以上有すること。ただし、前号ただし書の事業にあってはこの限りでない。

（販売禁止鳥獣等）

第二十二条　法第二十三条第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びオオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）並びにそれらの卵とする。

2　法第二十三条第一項の環境省令で定める鳥獣の加工品は、ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）を加工した食料品とする。